

今年の4月1日からは、ハイブリット車や低燃費車など、燃費が良い車（普通車、軽自動車）を対象としたエコカー減税制度が改定されるが、消費者の税負担は多くの車種で増すことになる。

エコカー減税とは、主として乗用車（普通車、軽自動車）の燃費に応じて、新車購入の翌年度限りの限定減税制度（上限75%）である。

1. 取得時 (1) 自動車取得税（都道府県税）取得価の3%（軽は2%）  
(2) 消費税 購入価格の8%
2. 所有時 (1) 自動車重量税（国税0.5tごとに年4,100円、軽は年3,300円）  
(2) 自動車税（都道府県税）排気量で5段階 2万9,500～5万1,000円／年  
(3) 軽自動車税（市町村税）軽乗用車 7,200円／年 ※2015年4月以降の新車には1万800円に引き上げ 2輪車 1,000～4,000円／年
3. 燃料購入時 (1) 揮発油税（国税）ガソリンに課税48.6円/L  
(2) 地方揮発油税（国税）ガソリンに課税5.2円/L  
(3) 軽油取引税（都道府県税）軽油に課税32.1円/L  
(4) 石油ガス税（国税）液化石油ガスに課税17.5円/kg  
(5) 消費税（国税）購入価の8%

★ エコカー減税の対象となる燃費基準（ガソリン1Lあたりの走行距離）は今年の4月以降、従来の「2015年度基準」と新設された「2020年度基準」が併用される。

2つの基準の達成度合いに応じて軽減措置が取られる。例えば、重量1.5トンの小型車の場合、20年度基準は17.6kmで、15年度基準の14.4kmより2割厳しくなったため、取得税と重量税が非税・免税となるには、20年度基準（17.6km）より2割上回る燃費（21.2km）が要求される。

☆ 日本自動車工業会の試算によると、車両価格180万円の自家用普通乗用車を13年間使うと、負担額は計173万円に上る。